外国語講座

本庄市国際交流協会では、外国語講座の参加者を募集します。外国語を学ぶのが初めての方も大歓迎です。会員対象事業のため、協会会員以外の方は協会への入会が必要です。

講座名	日程	時間	回数
中国語講座	5月7日から7月9日までの毎週土曜日	初級者向けクラス　午後6時30分～7時30分 中級者向けクラス　午後7時45分～8時45分	10回
ポルトガル語講座	5月10日から7月12日までの毎週火曜日	初級者向けクラス　午後6時30分～7時30分 中級者向けクラス　午後7時45分～8時45分	10回
英会話講座	5月17日から7月19日までの毎週火曜日	初級者向けクラス　午後6時30分～7時30分 中級者向けクラス　午後7時45分～8時45分	10回
スペイン語講座	5月12日から7月14日までの毎週木曜日	初級者向けクラス　午後6時45分～7時45分	10回

定員
○**中国語、ポルトガル語、スペイン語講座**　各11名（先着順）
○**英会話講座**　15名（先着順）
※申込者が少数のときは、開催を中止する場合があります。

《各講座共通》
会場　はにぽんプラザ
費用　2500円（全10回分）
※協会年会費2000円（一般）または1500円（メール会員）が別途必要。
受付期間
①**先行受付**　4月14日㈭・15日㈮
先行受付対象
・各講座を受講するのが初めてまたは2回目の方
・初級から中級へクラスを変更して、中級を受講するのが初めてまたは2回目の方
②**通常受付**　4月18日㈪～22日㈮
申込　①②ともに午前8時30分から午後5時15分までの間に電話で左記へ
※1回の電話で2名まで申込。
★本庄市国際交流協会事務局（市民活動推進課内）☎25-1158

公共下水道の利用地域が広がりました

★下水道課☎25-1146

4月から次の地域で下水道が利用できるようになりました。お住まいの方は早めの接続をお願いします。
また、対象地域の方には下水道事業受益者負担金が賦課されますので、納期までの納付をお願いします。
○本庄3丁目の一部
○小島4～6丁目の一部
○北堀の一部
○共栄・児玉町共栄の一部
○児玉町児玉の一部

下水道事業受益者負担金制度

公共下水道は、利用できる地域が限られているため、公平な負担の観点から下水道を利用できるようになった土地に対して、整備費の一部を負担していただく制度です。

下水道受益者負担金Q&A

Q　負担金は誰が納めるの？
A　下水道を整備した区域内にある土地の所有者または権利者に、公共下水道利用の有無に関わらず納めていただきます。

Q　負担金の対象となる土地はどこ？
A　下水道を整備した区域内の土地はすべてが対象です。

Q　負担金納付の徴収猶予や減免の制度はあるの？
A　それぞれの地目、利用目的によって徴収猶予・減免措置があります。徴収猶予や減免には申請が必要です。

Q　負担金の納付方法は？
A　算出した金額（土地の面積1㎡当たり300円）を5年に分割し、さらに1年を4期に分けて納付する分割納付と、1年分や5年分など年額分をまとめて納付する一括納付があります。納付書は、6月初旬に受益者に送付します。便利な口座振替をぜひご利用ください。

Q　受益者（納付する人）が変わったらどうするの？
A　受益者を変更する場合は、速やかに受益者異動申告書を下水道課（市役所2階）に提出してください。
※受益者異動申告書は、下水道課及び市HPで配布。

国民健康保険ガイド

★保険課☎25-1116

未就学児の国民健康保険税が軽減されます

子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、令和4年度分から未就学児に係る国民健康保険（国保）税のうち均等割額の2分の1を減額します。世帯所得に応じた軽減が適用される世帯の未就学児は、世帯所得に応じた均等割額を2分の1減額します。

対象　国保に加入している未就学児（令和4年度は平成28年4月2日以降に生まれた方）
※申請不要です。

未就学児一人あたりの均等割額（目安）

所得による軽減区分	軽減前	軽減率	軽減後
7割軽減	8,820円	×1/2	4,410円
5割軽減	14,700円		7,350円
2割軽減	23,520円		11,760円
軽減なし	29,400円		14,700円

※税額は医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計額です。
※実際の税額は100円単位での課税となるため、軽減額の端数が異なる場合があります。

保険証が変わったときは、早めの届出を

国保加入者が職場の健康保険に加入した場合は、国保を脱退する届出が必要です。届出をしないと、保険料を二重に支払うことになります。
また、職場の健康保険の加入日以降に国保の保険証を使用した場合、市が負担した医療費を返還していただくことになります。

手続
▼**窓口**　国保の保険証と加入者全員分の職場の健康保険証を保険課（市役所1階）または支所市民福祉課（アスピアこだま1階）にお持ちください。
▼**郵送**　加入者全員分の職場の健康保険証をコピーし、余白に『国保の脱退を届け出る』旨と記入年月日、住所、氏名、日中連絡が取れる電話番号を記載し、加入者全員分の国保の保険証の原本を同封して左記へ郵送してください。
郵送先　〒367-8501
本庄市本庄3-5-3
本庄市役所保険課

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ

人間ドックを受けるときは助成金をご利用ください

後期高齢者医療制度加入者も、4月受検分から人間ドックに加え併診ドック（人間ドック＋脳ドック）が助成対象になりました。

対象　35歳以上で6か月以上継続して国保に加入している方または後期高齢者医療制度に加入している方
助成額
・人間ドック2万円
・併診ドック3万円
注意
・脳ドックのみの受検は、助成の対象外です
・人間ドックと脳ドックを別の医療機関や日程で受検する場合は、まとめて申請してください
・受検料が助成額未満の場合、助成額は受検料と同額となります
・オプションなどの追加検査の料金は、助成の対象外です
手続　検査結果が届いた後に、交付申請書に必要書類（領収書、受検結果表等）を添えて提出（事前申込は不要）

傷病手当金適用期間を延長します

国保または後期高齢者医療制度の加入者で給与等の支払いを受けている方が、新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱などの症状があり感染が疑われ、勤務することができなかった場合、傷病手当金を支給しています。
このたび、適用期間が左記のとおり延長となりました。
適用期間　令和2年1月1日～令和4年6月30日
※請求権の消滅時効は2年です。療養のため勤務することができなかった日ごとにその翌日から起算されます。
支給の対象条件や申請方法など詳しくは、市HPまたは保険課でご確認ください。
★保険課国保係☎25-1116、高齢者医療係☎25-1245